

グローバルCOEプログラム委員会規程

平成18年10月1日 規程第17号

(総則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会21世紀COEプログラム委員会規程(平成15年10月1日規程第31号。以下「委員会規程」という。)第12条の規定に基づく、グローバルCOEプログラム委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員並びに学識経験を有する者のうちから、別途設ける選考会議委員等の推薦を受けた者について、理事長が選考会議の意見を聴いて任命する。

2 委員会に専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

3 専門委員は、大学の教員及び専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委員会の意見を聴いて任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(守秘義務等)

第4条 委員又は専門委員は、審査に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、委員又は専門委員が前項の規定に違反した場合は、その他委員又は専門委員たるに相応しくないものと認めるときは、当該委員又は専門委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。
- 5 グローバルCOEプログラムに関する事項については、委員会の議決をもって21世紀COEプログラム委員会の議決とする。

(部会)

第7条 委員会に、調査審議を分担させるため、次の部会を置く。

- 一 生命科学審査・評価部会
 - 二 化学、材料科学審査・評価部会
 - 三 情報、電気、電子審査・評価部会
 - 四 人文科学審査・評価部会
 - 五 学際、融合、新領域審査・評価部会
- 2 委員会は、必要に応じて調査審議のため、上記以外の部会を置くことができる。
 - 3 部会は、調査審議の結果について委員会に報告する。
 - 4 部会に所属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
 - 5 部会の議事については第6条第1項から第4項の規定に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(部会長及び副部会長)

第8条 各部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会に所属する委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は、当該部会に所属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行う。

(部会長会議)

第9条 委員会に、第7条の部会相互間の連絡調整又は調査審議の結果について総合調整を行う必要があるときは、部会長会議を置くことができる。

- 2 部会長会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 部会長会議は、副委員長、部会長の他、委員長が指名する委員及び専門委員をもって構成員とする。
- 4 部会長会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 部会長会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 部会長会議の構成員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。
- 7 部会長会議は、総合調整の結果を委員会に報告する。

(意見の聴取)

第10条 委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年9月30日までとする。